

《参考》第1号被保険者の保険料の試算

※ 平成21年度からの介護報酬の改定等により変動がありますが、現時点では次のとおり試算しています。

■ 保険給付費の見込み

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる第4期計画期間中（平成21年度から23年度まで）の保険給付費・地域支援事業費（第6章・第7章で見込んだ介護サービスを利用させていただくために必要な費用）の見込みは、277,690百万円となります。

（単位：百万円）

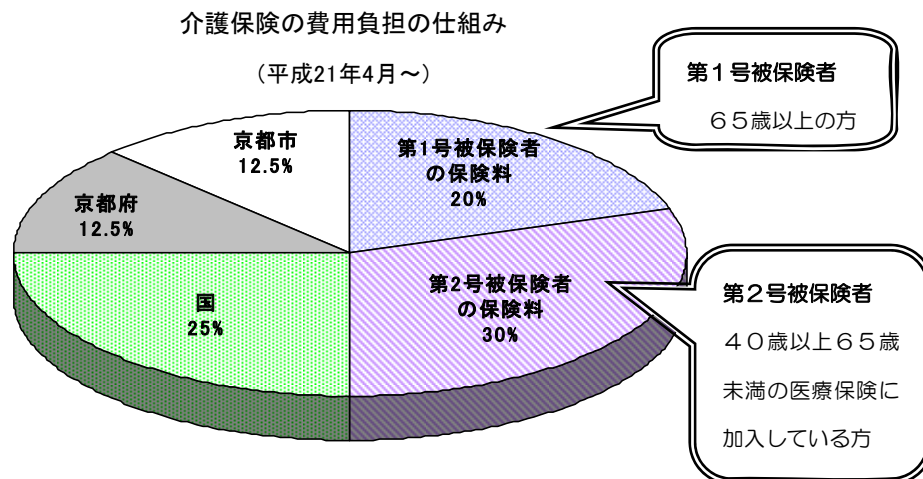
	21年度	22年度	23年度	合計
保険給付費	86,940	89,864	92,810	269,615
施設サービス	37,454	38,251	39,166	114,872
居宅サービス	35,503	36,497	37,312	109,311
地域密着型サービス	4,065	4,993	5,996	15,054
居宅介護支援費その他	9,918	10,124	10,336	30,378
地域支援事業費	2,604	2,692	2,780	8,076
合 計	89,544	92,556	95,590	277,690

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

■ 第1号被保険者の保険料の算出方法

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第4期計画期間の初年度である平成21年度から、保険給付費のうち第1号被保険者の負担割合が20%となる予定です。（第3期：19%）

第1号被保険者の介護保険料は、市民に提供される総サービス量を反映しているため、介護サービスが充実しサービス利用が多いほど保険料が高く設定されることになります。

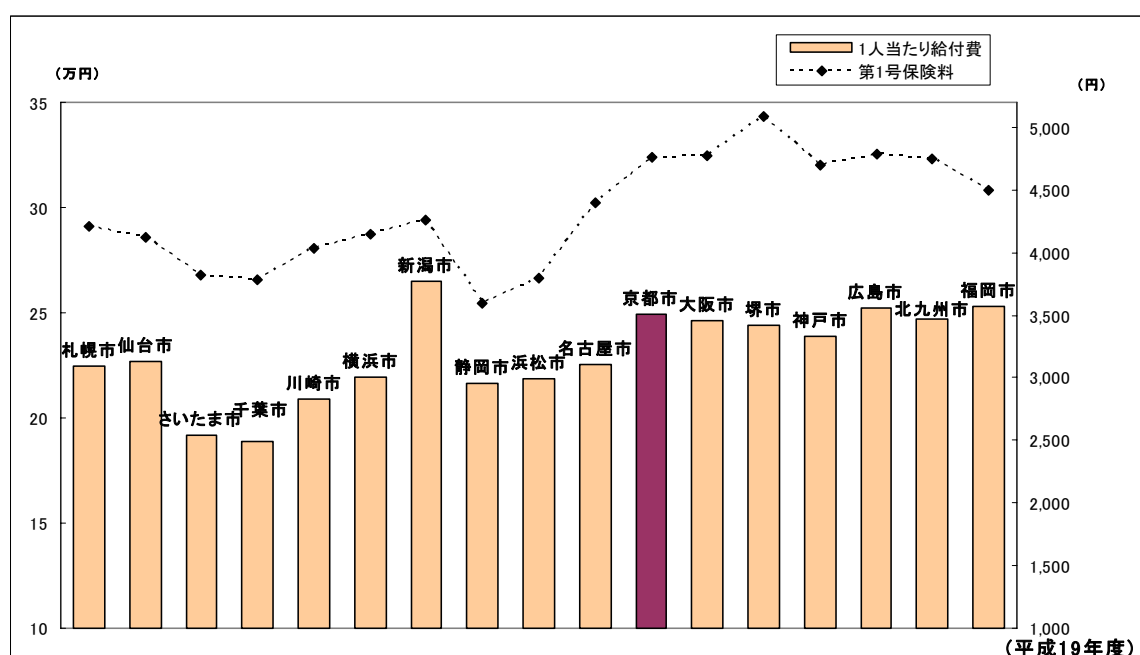


京都市では、第1期及び第2期の計画期間ともに、計画で見込んだサービス量よりもサービス利用実績が上回ったため、京都府介護保険財政安定化基金等から貸付を受け、第3期計画期間の保険料にはその借入金の返還に要する費用（償還金）が含まれています。（第3期計画期間中に返還終了予定。）

第3期計画期間は、各年度（平成18年度、19年度は実績、20年度は見込み）とも、計画で見込んだサービス量よりもサービス利用実績が下回るため、第1号被保険者の保険料の剰余分を介護給付費準備基金に積み立てています。

＜第1期＞ 12～14年度	＜第2期＞ 15～17年度	＜第3期＞ 18～20年度	＜第4期（計画）＞ 21～23年度
保険料 2,958円／月 給付費 （計画） 1,568億円 （実績） 1,687億円	保険料 3,866円／月 給付費 （計画） 2,185億円 （実績） 2,196億円	保険料 4,760円／月 給付費 （計画） 2,508億円 （見込み） 2,343億円	保険料 第3期と同額程度（見込み） 給付費 （計画） 2,696億円
借入金 19億円 次期以降の 保険料で償還	借入金 14億円 次期以降の 保険料で償還	積立金 32億円（見込み）	

（参考）政令指定都市における第1号被保険者1人当たりの介護給付費と保険料



■ 第1号被保険者の保険料の試算

保険料基準額は、次の方法により算出します。

$$\left[\begin{array}{l} (\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 20\% (\text{※1}) \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \\ - \text{介護給付費準備基金(積立金)からの取崩額} \end{array} \right] \div \text{第1号被保険者数} (\text{※2}) \div 12 \text{月}$$

※1 第1号被保険者の費用負担割合
※2 保険料率で補正した人数

第4期計画期間においては保険給付費等は増加しますが、(1)保険料を負担していただく第1号被保険者数も増加すること、(2)第4期においては第3期のよう償還金を計上する必要がないこと等から、第4期の第1号被保険者の月額保険料(基準額)は、第3期(4,760円)と同額程度となる見込みです。

※ ただし、予定されている介護報酬の改定の影響や介護給付費準備基金(積立金)からの取崩額などによって変動します。

第3期(4,760円)と同額程度

介護給付に要する費用 (約4,620円)	地域支援事業に 要する費用 (約140円)
-------------------------	-----------------------------

(参考) 第3期の第1号被保険者の月額保険料

所 得 段 階 区 分				保険料率	月額保険料
第 1 段階	○本人が生活保護を受給している場合 ○本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			基準額×0.5	2,380 円
第 2 段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、〔(前年の合計所得金額+前年中の課税年金収入額) が 80 万円以下〕 を満たす場合				
第 3 段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、第 1 段階・第 2 段階以外の場合			基準額×0.75	3,570 円
第 4 段階	○本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税課税者がいる場合			基準額	4,760 円
第 5 段階	○本人が 市民税 課税者 の場合	前年の 合計所得 金額	125 万円以下	基準額×1.1	5,236 円
第 6 段階			125 万円超 200 万円未満	基準額×1.25	5,950 円
第 7 段階			200 万円以上 400 万円未満	基準額×1.5	7,140 円
第 8 段階			400 万円以上 700 万円未満	基準額×1.75	8,330 円
第 9 段階			700 万円以上	基準額×2.0	9,520 円